

「令和元年6月死亡事例に係る検証の提言に対する札幌市の取組の評価報告書」を受けての  
今後の取組方針について

(1) 区を基盤とした連携体制の強化について	
項目	今後の取組の方向性
ア 区を単位とした相談体制のあり方について	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度から各区保健センターに子ども家庭総合支援拠点を位置付け、すでに位置付けられている子育て世代包括支援センターの機能と一体的に支援を展開する。</li> </ul>
イ 各区を中核とした児童相談所との連携強化の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度から児童相談所に家庭支援課を設置し、各区に支援や助言を行う体制を強化したところ。令和4年度以降も、区のニーズを踏まえながら必要な支援や助言を行って実績を重ねることによって児童相談所と区との相互理解を深め、児童相談所、区ともに対応力を高めていく。</li> <li>各区が相談支援業務を行う際は関係機関との連携や協働が不可欠であることから、個別ケース検討会議や実務者会議等を通じて引き続き関係を深めていく。</li> </ul>
ウ 要対協の機能強化及び対象範囲の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度から業務マニュアルを改正し、区家庭児童相談室又は児童相談所が継続的に支援する家庭を要対協の対象とすることを明確化したことから、引き続き漏れのない支援を徹底していく。</li> <li>関係機関に対し、個別ケース検討会議を関係機関が開催できる旨を記載している児童虐待防止ハンドブックダイジェスト版の配布や説明等を継続して行いながら当事者意識を喚起していく。</li> </ul>
エ 子ども福祉分野における各区の生活支援担当の役割発揮の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>新任生活支援担当者研修において、現在実施している各関係機関との連携による子どもの見守り・支援を中心とした児童虐待防止に関する講義を今後も継続していく。</li> <li>新任生活支援担当者研修において、生活支援業務の基本となる訪問調査及び自立の助長の重要性と合わせて、本事例を題材にしたグループワークを通じ、世帯における具体的なリスクを想定する研修を新たに企画し、令和4年度中の適切な時期に実施する。また、この研修におけるグループワークの概要を各区内における研修や会議の場で共有する。 (2年目以降の生活支援担当者等の研修については、児童相談所、保健所、保護自立支援担当部による研修企画チームの合同研修の検討状況などを踏まえて判断する)</li> <li>生活支援担当が母子保健、家庭児童相談室などと連携し、支援を行っている世帯が生活支援を終了した際の各関係機関への速やかな情報提供について、改めて徹底するよう全区に周知する。</li> </ul>
オ 在宅支援アセスメントシートの更なる活用の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅支援アセスメントシートは、関係機関間での情報共有や今後の支援方針を見いだすために作成するもので、作成の主体は基本的に家庭児童相談室や児童相談所である。そのため、当該職員に対しては記載の方法等の基本的なマニュアルを共有するとともに毎年研修を行っているが、引き続き、内容を工夫しながら研修を行っていく。</li> </ul>

<p>カ 支援の連続性を担保し、ニーズ・リスクの変化に対応する進行管理のあり方の再検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭児童相談室では、令和3年度からそれまで区によってばらつきがあった支援対象家庭の進行管理方法を統一しており、全ての支援対象家庭について進行管理会議を行っていることから、今後も、各区と児童相談所との間で問題点等を共有しながら改善を図っていく。</li> <li>保健師のケース支援の進捗管理については、子育てデータ管理プラットフォーム（以下「PF」という。）を活用し、リスクの高まりを見落とさず、家庭児童相談室や児童相談所との情報共有及び支援方針の確認を組織的に実施する。その際には、データのみで判断するのではなく、担当者間でしっかりと事例のリスクやそれぞれの役割を明らかにしていくことが必要であり、今後もその徹底を図っていく。</li> </ul>
<p>キ 区と区をまたぐ支援の継続性の担保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭児童相談室では、継続的な支援を行っている対象家庭が区をまたいで転居した際には、支援が途切れることのないよう適時に担当区を変更することとしており、引継ぎは、対象家庭の状況に応じて職員が直接対面して行うなど工夫しているほか、関係機関にもその旨を連絡することとしている。引き続き、引継ぎの仕方が曖昧にならないよう、各区と情報共有しながら現行のマニュアルの内容で問題があれば随時見直しを図っていく。</li> <li>生活支援担当が母子保健、家庭児童相談室などと連携し、支援を行っている世帯について、その世帯が転居する場合、転居予定及び転居完了に関する関係者への速やかな連絡について、令和4年度の早い時期に統一的なルールを設定し、全区に周知する。</li> <li>保健師の継続支援ケースの区間移動に際しては、速やかに転出区へ移管文書を作成し、緊急性の判断や移管後のフォロー時期及び方法等について明確に引き継ぐよう令和3年4月にマニュアルに明記するとともに、区内移動についても同様の取扱いとし、支援者の変更が支援の漏れにつながらないように取組を継続していく。</li> </ul>
<p>ク 各職場単位での組織マネジメントの徹底の必要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭児童相談室が要対協における主たる管理機関となった対象家庭については、他機関からの情報集約やフィードバックを適切に行う必要があるため、引き続きそのような機能が発揮できるよう、研修や日々の業務を通じて能力の向上を図っていく。</li> <li>本事案発生後、母子保健担当保健師が所属する健やか推進系の係長を10区すべて保健師職とし、ケース支援の直接的なマネジメントの強化を図るとともに、保健師の育成についても取り組んでいる。さらに、保健師の担当地区活動の充実、強化のため、複数担当制の導入や定期的な事例検討の実施など、保健師個人ではなく組織的な対応能力の向上に、引き続き取り組んでいく。</li> </ul>
<p>ケ 各職場で協働の文化を醸成する必要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要対協の個別ケース検討会議の場では、対象家庭の支援において各機関がそれぞれの機関の役割や実情を理解し、特性を生かした役割分担を行うように努めており、引き続き、よりよい協働体制が構築できるよう実践を重ねていく。</li> <li>各関係機関との連携による子どもの見守り・支援を中心とした、児童虐待防止に関する新任生活支援担当者研修を今後も継続していく。</li> <li>保健師のケース支援においては、庁内の関係部局のほか、医療機関や教育、</li> </ul>

	<p>保育機関等様々な組織との連携が重要であるが、他機関が関わると手を引いてしまう傾向があったことを踏まえ、個別ケース会議等を通じ、支援方針や役割を共有し、それぞれの支援の進捗状況を確認していく。また、個別支援以外の日頃の地区活動を通じ、顔の見える関係づくりに努め、支援のネットワークを構築することが、協働の文化の醸成に繋がっていくものと考えている。</p>
--	---

(2) 母子保健体制のあり方について	
項目	今後の取組の方向性
<p>アセスメントと専門的力量の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健師の支援は、様々な側面から情報を収集し、それを分析し重要性や緊急性を判断するまさに、アセスメントが基盤にあり、アセスメント力の向上は専門的力量の向上に直結するものである。そのため、各所属における事例検討や振り返り等の OJT に重きをおくとともに、虐待・DV 事例等の精神保健の理解を深める実践的な研修等 Off-JT についても引き続き実施していく。また、妊娠が継続とならなかった場合においても相談支援の対象であることをしっかりと認識し、一人一人に寄り添った支援を実施する。</li> </ul>

(3) 専門職養成のあり方、専門職集団の養成について	
項目	今後の取組の方向性
<p>ア 人材育成の基盤となる育成体系（育成ビジョン）の検討と整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所を中心とした児童虐待防止の関係部局（子ども未来局・保健福祉局・総務局等）において、外部の専門家の意見も踏まえながら、子ども虐待防止に関する職務に従事する職員の育成体系（育成ビジョン）について、検討を進める。</li> <li>保健師職は、資格免許職であるため、入職後も自己研鑽を積み、保健師としての専門能力の向上に努めていく必要があるが、妊娠、出産等でキャリアを数年に渡り中断する保健師も多く、育成に関する課題も多い。そのため、係長及び課長職保健師によるワーキンググループを立ち上げ、育成方針やキャリアパスの作成等を含む、具体的な育成方法について検討している。令和4年度中には、今後の保健師の人材育成のあり方について明らかにする。</li> </ul>
<p>イ 常設委員会において検討すべき事項</p>	
<p>ウ 育成体系（育成ビジョン）に基づいた研修体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>育成体系に基づき、研修をより実効的なものとするため OJT の具体的な検討を進め、受講する者だけでなく指導する立場の職員の専門性向上にも寄与するよう研修の体系化を図る。</li> <li>合同研修の開催等については、子ども虐待防止に関わる部署（児童相談所、保健所、保護自立支援担当部等）で早期に検討を進め、順次実施していく。</li> </ul>
<p>エ その他</p>	

(4) 関連分野の強化について	
項目	今後の取組の方向性
ア 思春期・若年期の女性を対象とした支援について	<ul style="list-style-type: none"> <li>人工妊娠中絶等により妊婦でなくなった若年女性に対して、悩みや困難を抱えて孤立させることのないよう、喪失体験に寄り添い、支援を途切れさせない取組を関係部局で検討する。</li> <li>喪失感や暴力等の被害により困難を抱えた女性たちを支援することが出来るよう、NPOとの連携や居場所の必要性について、引き続き、検討を進める。</li> <li>妊娠期を含めた若年女性支援においては、母子生活支援施設や乳児院等の母子関連施設の活用について、令和4年度から検討していく。</li> </ul>
イ 高等学校との連携・支援体制について	<ul style="list-style-type: none"> <li>提言の趣旨を踏まえ、担任や養護教諭、スクールカウンセラーを含め、組織として子どもの困りを把握し、ケアに一層努める。</li> <li>スクールソーシャルワーカーの体制強化に向けて検討を進める。</li> </ul>
ウ 保育施設との情報連携について	<ul style="list-style-type: none"> <li>認可外保育施設に対して、虐待が心配される世帯について、児童相談所等に速やかな情報提供ができるよう、具体的なポイントをまとめたパンフレットを配布するなど、虐待防止の気付きを促していく。また、施設への訪問を実施し、保育施設との情報連携を図る。</li> <li>令和4年度も児相と連携して職員向け研修会を開催し、虐待防止に対する意識向上の強化を図っていく。</li> </ul>
エ 警察との連携について	<ul style="list-style-type: none"> <li>北海道警察本部から児童相談所への出向や警察署との連絡協議会等を継続し、相互理解や情報共有の促進を図っていく。また、令和4年度から緊急対応担当職員を増員する予定であり、警察からの同行要請に対する体制を充実し、児童虐待防止の強化を図る。</li> </ul>